

どき 夕暮れ時、ちょっと早めの ライト★オン運動

自動車、オートバイ、自転車運転者

「歩行者」や
「道路上の危険」を
いち早く発見できるよう、
早めのライト点灯を！

歩行者、自転車運転者

反射材用品を着用し、
自分の存在を周りにアピール！
「ライト」と「反射材用品」の
相乗効果で交通事故から
身を守りましょう！！

実施期間 令和4年10月1日～12月31日

三重県・三重県交通対策協議会

〒514-8570 三重県環境生活部 くらし・交通安全課
TEL. 059-224-2410 FAX. 059-224-3069

反射材用品の着用効果等はこちらから→
YouTube (一財) 三重県交通安全協会公式チャンネル
「夜間・薄暮時の交通事故防止～反射材の活用～」にリンク



日に日に日没時間が早くなる10月以降は、日没時間と帰宅時間帯のラッシュが相まって、交通事故の多発が懸念されます。

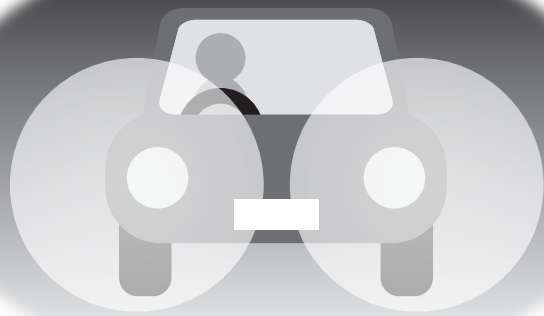
道路を利用するすべての人が交通安全意識の高揚を図り、交通事故防止に努めましょう！！

夕暮れ時は、
危険が
いっぱい！

運動の推進事項 ☆≡

車両（自動車、オートバイ、自転車）運転者

歩行者・自転車運転者



夕暮れ時又は天候に応じた早めのライト点灯



反射材用品の着用推進

ライト点灯の目安時間

下記の時間を目安に、ライトを点灯しましょう！！

10月1日 から 10月31日 までの間	16時50分
11月1日 から 11月30日 までの間	16時20分
12月1日 から 12月31日 までの間	16時10分

※ 津標準暦をもとに日没時間の概ね30分前を基準に設定しています。
※ あくまで目安であり、天候等に応じた点灯を心掛けましょう。

夕暮れ時、夜間の交通事故防止ワンポイントアドバイス！

☆自動車を運転するときは、ハイビームを使用しましょう。
ただし、対向車と行き違う際や、他の車の直後を通行する際などは、ロービームに切り替えましょう。

☆歩行者の方は、明るい色の服装を心掛けましょう。
「ちょっとそこまで…」というときでも、反射材用品を着用しましょう。

令和4年「夕暮れ時、ちょっと早めのライト・オン運動」実施要綱はこちら→

